

〈参考〉

③

〇〇〇会 規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は〇〇〇会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的及び事業)

第2条 この会は、\_\_\_\_\_を目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)
- (2)
- (3) その他地域文化振興に必要と認めたもの

(会員)

第4条 この会の会員は、原則としてふじみ野市内在住在勤するもので、会則を認め、所定の手続きを行ったもので組織する。

(役員及び会議)

第5条 この会に次の役員を置き、それぞれの任務を行う。

- 会長1名 副会長1名 書記1名 会計1名 監査1名
- 2 会長は会を代表し、会務を総括する。
  - 3 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会務を代行する。
  - 4 会計はこの会の会計事務を処理する。
  - 5 監査は会計を監査する。

第6条 役員任期は次のとおりとする。

- 2 任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠による任期は前任者の残任期間とする。

第7条 この会の会議は、総会及び役員会とし、総会は年1回、役員会は必要に応じて開催する。

- 2 総会は会員の過半数の出席をもって成立し、決定は出席者の3分の2以上をもって承認される。

(会計) この会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

- 2 会費は 月額\_\_\_\_\_円とする。
- 3 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則 この規約は、令和 年 月 日から施行する。